

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 46 電子記録債権の会計処理等

今回は、電子記録債権の会計処理等について解説いたします。

1. 電子記録債権とは

電子記録債権は、「電子記録債権法」（平成 20 年施行）に基づき、電子記録により発生や譲渡を行う金銭債権です。

平成 25 年 2 月から「でんさいネット」のサービスが開始され、国内ほぼすべての金融機関が参加することとなったため、利用者数も拡大しています。

電子記録債権のメリットとしては、電子化により事務手続きが軽減されること、印紙税負担がないこと、全額または必要な金額の分割による譲渡、期日前の資金化、現物保管が不要といったことなどが挙げられます。

デメリットとしては、債権者、債務者それぞれが電子記録債権の利用契約を締結する必要があること、決済時以外でも窓口となる金融機関に対して手数料が発生することなどが挙げられます。

2. 電子記録債権の利用方法

現在は、従来の手形の代替的機能や一括決済方式といった決済手段としての利用がほとんどですが、決済手段以外にも、シンジケートローンや債権流動化としての活用を掲げる金融機関もあり、今後の利用方法の拡大も期待されています。

3. 電子記録債権の会計処理

電子記録債権の会計処理については、企業会計基準委員会より実務対応報告第 27 号「電子記録債権に係る会計処理及び表示についての実務上の取扱い」（以下、本実務対応報告）が公表されています。

本実務対応報告によると、会計処理上は、手形債権に準じて取り扱うこととされており、具体的な処理方法は以下のとおりです。

(1) 売掛金、買掛金等、通常の営業取引に基づく電子記録債権の場合
「電子記録債権(又は電子記録債務)」等の科目により区分掲記

(2) 通常の営業取引以外の資産の売買等の取引に基づく電子記録債権の場合
「営業外電子記録債権(又は営業外電子記録債務)」等の科目により区分掲記

(3) 貸付金や借入金等に関連する電子記録債権の場合
区分掲記は行わず、「貸付金」「借入金」等として表示

ただし、(1)、(2)については、重要性が乏しいときには、区分掲記せず、(1)の場合
「受取手形(又は支払手形)」に、(2)の場合「営業外受取手形(又は営業外支払手形)」
あるいは「その他の資産(又はその他の負債)」に含めて表示することができます。

また、電子記録債権についても、手形の割引や裏書にあたる譲渡が可能です。譲渡に際し保証記録を行っている場合には、受取手形の割引高又は裏書譲渡高と同様に、財務諸表に注記を行う必要があるため注意が必要です。

(2013/10/28号より)